

「R S O」サービス利用規約

株式会社 HUGE（以下、「当社」とします。）が提供する関連検索最適化サービス「R S O」（以下、「本サービス」とします。）の利用を目的とする契約（以下、「利用契約」とします。）の内容やその申込方法等については、この「R S Oサービス利用規約」（以下、「本規約」とします。）に定めます。

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

本規約は、利用契約の内容及びその申込方法等について定めます。

第2条（本規約の適用）

本規約は、当社と本サービスの利用を希望し、かつ本規約に同意した方(以下、「クライアント」とします。)との間に生ずる一切の関係に適用されるものとします。

第3条（本規約の改定）

1. 当社は、クライアントの事前の承諾なく、本規約の内容を改定することができるものとし、クライアントはこれを異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスのウェブサイトへの掲載により、かかる変更を告知するものとし、ウェブサイトへの掲載時点をもって、変更後の規約が有効になるものとします。また、かかる時点より、利用契約の内容は、改定された本規約の内容に従って変更されるものとします。

第2章 利用契約の成立

第4条（申込の方法）

1. クライアントが利用契約を申し込む場合、当社指定の方法により申し込むものとします。
2. 当社が公開しているウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームの全ての項目に漏れなく正確な情報を入力したうえ、画面に表示される手順に従って申込（送信）の操作を行うものとします。
3. 申込書または電子メール（以下、「申込書」とします。）により申し込む場合には、当社が別に定める様式の申込書の全ての項目に漏れなく入力したうえ、これを当社に送信するものとします。

4. 利用契約の申込に際しては、本規約の全ての内容を確認してください。当社は、申込が行われたときは、クライアントが本規約に同意しているものとみなします。

第5条（利用契約の成立要件）

利用契約は、次の各号に掲げる全ての事由を要件として成立するものとします。

- (1) 前条第1項ないし第3項に定める申込の情報を、クライアントが当社に発信すること。なお、申込情報が電子メールを媒体として到達する場合には、申込の情報が当社が指定し又は通常使用するメールサーバー内のメールボックスに読み取り可能な状態で記録されたこと。
- (2) 当社がクライアントに対して承諾の意思表示を行い、またはサービス提供を開始したこと。

第6条（承諾を行わない場合）

1. 当社は、クライアントに関して次の各号に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、利用契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - (1) クライアントが第17条（違法行為等の禁止等）各号の事由に該当する行為を行うことが明らかに予想される時
 - (2) クライアントが利用契約の申込の際に当社に対し虚偽の事実を申告したことが明らかになったとき
 - (3) クライアントが利用契約の申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がないことが明らかになったとき
 - (4) クライアントが本サービス又は当社及び当社の関連会社が提供するいずれかのサービスにおいて、その利用料金等の支払いを怠り、又はこれらの利用契約等に違反したとき
 - (5) クライアントが暴力団その他の反社会的組織を構成し、又はその構成員もしくは関係者となったとき
 - (6) クライアントがクレジットカードによる料金の支払いを希望する場合であって、クレジットカード会社の承認が得られないとき
 - (7) 前各号に定める場合のほか、利用契約を継続することが困難となる事由が生じることが明らかに予想される時
2. 前項に従い当社はクライアントからの申込を承諾しない場合であっても、当社はその理由について開示する義務を負わないものとします。

第7条（利用契約の成立時期）

1. 当社からの承諾の通知は、電子メールを用いてこれを行います。
2. 利用契約は、当社の発信した承諾通知メールがクライアントが指定し又は通常使用するメールサーバー内のメールボックスに読み取り可能な状態で記録された時に成立するものとします。
3. 承諾通知を行わない場合でも、サービス提供を開始した場合は、開始時を契約成立時とみなします。

第3章 料金及び遅延損害金

第8条（料金の種類）

クライアントは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。

（1）初期費用

本サービスの利用にあたって必要な設定費用等の、本サービス利用開始時に、1契約につき1回のみ生じる費用をいいます。

（2）利用料

本サービスを継続的に利用するための料金で、サービスを開始した日（以下、「利用開始日」といいます。）から利用契約の有効期間の満了日までの期間について1キーワード毎に下記の定めに従い発生する成果報酬をいいます。

（i）ランクインプラン（定義は第13条第1項第1号参照）

クライアントが指定したキーワードが関連検索結果として表示されたことを条件とし、1キーワード毎に定められた月額利用料×表示された日数で算出した利用料が発生するものとします。また、料金は毎月月末で締めて、月単位で算出するものとします。

（ii）ランクアウトプラン（定義は第13条第1項第1号参照）

クライアントが指定したキーワードが関連検索結果として表示されなくなったことを条件とし、当月内に1回でもこの条件を満たした場合、1キーワード毎に定められた月額利用料の満額が発生するものとします。

（iii）上記二項の条件を満たしたか否かについては、当社が判断するものとし、クライアントは当該判断について、異議申し立てならびに料金の支払い拒否等を行うことはできないものとします。

（3）オプションサービスを申し込んだ場合には、その費用

（4）上記のほか当社が別途定める料金

第9条（料金）

1. 当社は、前条に規定する全ての料金について予めクライアントに対して個別にその見積額を提示します。

2. 本サービスの利用及びその料金の支払いに際して生じる公租公課等は、クライアントの負担とします。
3. 当社は、第1項に定めた料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法によりこれをクライアントに告知します。この場合、かかる告知がなされた時点以降に締結又は更新された利用契約については、変更後の料金が適用されるものとします。但し、別段の定めがあるときは、それに従うものとします。

第10条（料金の支払い方法）

1. クライアントは、利用契約の申込の際に、料金の支払い方法として次の各号のいずれかを選択するものとします。
 - (1) 当社の銀行預金口座への振込
 - (2) クライアントの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落とし
 - (3) クレジットカード決済
2. 料金の支払い方法としてクライアントの銀行預金口座又は郵便貯金口座からの自動引落としを利用する場合には、その利用する引落用口座の名義、銀行預金口座又は郵便貯金口座の別、銀行預金口座の場合には銀行名、支店名、預金の種類及び口座番号、郵便貯金口座の場合には記号及び番号等、クライアントの引落用口座に関する事項を当社が別途用意する口座振替依頼書の所定の欄に記入してください。なお、かかる口座振替依頼書が当社に到着しない間は、クライアントは、当社の銀行預金口座への振込により料金を支払うものとし、振込手数料はクライアントが負担するものとします。
3. 料金の支払い方法としてクレジットカード決済を利用する場合には、利用契約の申込の際に、その利用するクレジットカード会社名、カード番号、名義、有効期限等、クライアントのクレジットカードに関する事項を当社が別途定める方法に従い申告するものとします。
4. サービスプラン又は利用契約の有効期間によっては、第1項各号の支払い方法のうち、利用することのできないものがある場合があります。利用することのできない支払い方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをクライアントに知らせますので、それ以外の支払い方法を選択するものとします。
5. 当社は、特定のクライアントについて、第1項各号の支払い方法と異なる支払い方法を定める場合があります。
6. クライアントは、クライアント個別の申込書に記載された初期費用及び前条第1項の契約期間中に生ずべき月額利用料金の総額を支払うものとします。支払い回数、1回あたりの支払い金額、支払い時期等の支払いに関する事項は、本規約に定めるもののほか、クライアント個別の申込書の記載に従うものとします。
7. 当社は解約その他理由のいかんを問わず、受領した金額については返金義務を負いま

せん。

8. 第6項の支払いがなされなかったときは、当社はクライアントの本サービス利用を許可しません。

第11条（料金の支払い時期）

第8条に定める料金の支払時期は、以下の通りとします。

- (1) 初期費用

利用契約開始前で、当社及びクライアントが予め合意の上定めた日。

- (2) 利用料

成果が発生した翌月の27日。なお、金融機関休業日の場合は直後の営業日とします。

- (3) オプションサービス利用料

個別に定めるものとします。

- (4) 上記のほか当社が別途定める料金

個別に定めるものとします。

第12条（遅延損害金）

クライアントが利用料金等の支払いを怠ったときは、その完済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金（一年を365日として日割り計算により算出します。）を付加して当社に支払うものとします。但し、法令等に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとします。

第4章 本サービス

第13条（本サービスの内容）

1. 当社は、クライアントに対して、以下の各サービスを提供します。

- (1) **Yahoo! Japan**（以下、「ヤフー」とします。）検索結果の検索キーワード入力ボックスの下と検索結果表示ページ下部に、特定のキーワードと、会社名またはサービス・商品名を組み合わせで表示させ（以下、「ポジティブプラン」とします。）、又は表示されている当該ワードを非表示にする（以下、「ネガティブプラン」とします。）サービス

- (2) ポジティブプランにおける表示の順位を最適化するサービス（表示順位の上昇及び下降）

- (3) 上記各号に付随するサービス

- (4) 本項は、2009年9月1日現在のヤフーの検索表示の仕様を基に決定しており、当該仕様の変更により、止むを得ずサービス内容を変更し、サービスを停止

し、または廃止することがあります。

2. 当社は、本サービスの品質及び機能に関して、技術上又は商業上の完全性、正確性、及び有用性等につき保証しません。また、当社は、クライアントが本サービスを利用して行った営業活動等の成果についても、一切保証しません。

第14条（オプションサービス）

1. 当社は、クライアントから特に申し出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項に基づいて当社が定めるオプションサービスの内容を予告なく変更・停止・廃止する場合があります。当社は、このことによりクライアントに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第15条（カスタマーサポート）

1. 当社は、本サービスに関するクライアントからの問合せについて、これに回答するサービス（以下、「サポート」といいます。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行うものとします。

第16条（クライアントと第三者の間における紛争の処理）

クライアントは、本サービスの利用に際してクライアントと第三者との間において生じた一切の紛争について、クライアント自身の費用と責任でこれを解決しなければなりません。

第17条（違法行為等の禁止等）

クライアントは、本サービスの利用に関して、次の各号の行為（そのおそれのある行為を含みます）を行ってはならないものとします。

- (1) 利用契約の申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告する行為
- (2) 本サービスの運営を妨げ、その他本サービスに支障をきたす行為
- (3) 第三者の著作権等の知的財産権、プライバシー権、人格権その他の権利を侵害する行為
- (4) 第三者に迷惑、不利益、又は損害等を及ぼす行為
- (5) 公序良俗又は法令等に違反する行為
- (6) 本規約に違反する行為
- (7) その他、当社が不相当と判断する行為

第18条（契約上の地位・権利の処分の禁止等）

1. クライアントは、利用契約に基づくクライアントの地位及び本契約に基づき当社に対

してサービスの提供を求めることを内容とするクライアントの権利について、当社の書面による事前の承諾なく、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならないものとします。

2. クライアントは、当社が別に定める場合を除くほか、利用契約に基づいて当社がクライアントに提供するサービスを有償又は無償で第三者に利用させてはならないものとします。

第19条（第三者への業務等の委託）

1. 当社は、クライアント及びエンドユーザーへの対応、本サービスの運用等の業務の一部を、任意に第三者に委託できるものとします。この場合、当社は、利用契約において当社が負担するのと同様の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者に対して、本サービスの利用に関連して知り得た当社の技術上、業務上その他の一切の非公知の情報等を開示できるものとします。
2. クライアントは、当社が行う前項の業務等の委託に関しては、一切の異議を述べられないものとします。

第20条（営業秘密等の漏洩の禁止）

1. クライアントは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、その入手した情報（以下、本条において「営業秘密等」といいます。）の存在又は内容を第三者に開示、漏洩、又は提供してはならないものとします。
2. 前項の規定は、利用契約の終了後も、これを適用するものとします。
3. クライアントは、利用契約の終了後速やかに、その保有する営業秘密等を完全に消去するか、当社に返還しなければならないものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

クライアントは、本サービスの利用に際して当社に提供した個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われることに同意するものとします。

第22条（知的財産権の取り扱い）

クライアントは、本サービスの利用に際し、商号、サービス名、ロゴ、登録商標等を当社又は当該権利を有する者の書面による事前の承諾なく使用してはならないものとします。

第23条（当社からの通知）

1. 当社がクライアントに対して電子メール等で何らかの連絡を行った場合には、その内

容をよく確認し、不明な点があるときは当社に問い合わせるものとし、かかる連絡がなされた後においては、クライアントは、かかる連絡の内容に関して不知を主張できないものとし、

2. 当社が乙に対して前項記載の方法により通知した場合において、当社からの通知がクライアントに到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとし、

第24条（変更の届出）

1. クライアントは、利用契約の申込の際にクライアントが申込フォーム又は申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を当社が別に定める方法により速やかに当社に届け出る義務を負います。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び利用契約に関するその他の事務を行います。当社は、このことによってクライアントに生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 前2項の規定は、本条によりクライアントが当社に届け出た事項について更に変更があった場合に、これを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により利用契約に基づくクライアントの地位の承継があった場合に、これを準用します。この場合には、利用契約に基づくクライアントの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとし、

第25条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、クライアントが第6条第1項各号（承諾を行わない場合）に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるとき、又は当社がクライアントに提供している本サービスを第三者が不正に利用していると認めるときは、直ちに無催告でそのクライアントに対する本サービスの提供を停止することがあります。
2. クライアントは、前項により当社がクライアントに対する本サービスの提供を停止した場合であっても、既に当社に支払ったその間の分の所定の料金等の償還を受けることはできません。
3. 当社は、第1項に定める理由で本サービスの提供を停止したことによりクライアントに生じた損害等については、一切責任を負わないものとし、

第26条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、事前に告知、通知なく、クライアントに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める理由で本サービスを廃止したことによりクライアントに生じた

損害等については、一切責任を負わないものとします。

第27条（本サービスの利用不能）

当社は、コンピュータウイルス等により当社のコンピュータシステムに保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失もしくは損傷し、又はこれが改変されたこと等により本サービスの利用が不能となった場合にクライアントに生じた損害について、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

第28条（損害賠償の範囲と免責）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、専ら当社の責に帰すべき事由によりクライアントに直接かつ具体的な損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、その賠償額は、当該クライアントから受領した1ヶ月分の利用料金の最大額を上限とし、また、当社は、いかなる損害（予見ないしその可能性の有無、及び不法行為、債務不履行、その他請求原因のいかなるを問いません）についても、本条に記載する以外の責任を負わないものとします。また、ヤフーの検索表示の仕様変更等に伴うサービスの停止・廃止は、専ら当社の責に帰すべき事由には該当しないものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、法人及び団体のクライアント並びに事業のために本サービスを利用する個人のクライアントに対しては、一切損害賠償責任を負わないものとします。
3. クライアントは、本サービスの利用に関して当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。なお、かかる損害には、クライアントと第三者との間に生じた紛争に関し、当社が負担した費用（当該紛争の対応のために要した弁護士費用等、合理的な費用を含みます）を含むものとします。

第5章 利用契約の有効期間、更新及び終了等

第29条（利用契約の有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、3ヶ月間とします。
2. 前項の規定は、次条の定めるところにより更新された利用契約にこれを準用します。

第30条（利用契約の更新）

1. クライアントは、利用契約の更新を希望しないときは、予め、1ヶ月以上の予告期間をもって、書面又は電子メールを送信して当社に利用契約を更新しない旨の意思表示を行うこととします。
2. クライアントが前項に定める手続に従い利用契約を更新しない旨の意思表示を行わなかったときは、利用契約は従前と同一の条件で更新されるものとし、以降も同様とし

ます。なお、更新後の利用契約については、初期費用は発生しないものとします。

第31条（クライアントの行う解除）

1. クライアントは、利用契約の有効期間中いつでも、当社に対し、当社が別途定める方法に従い通知することにより、利用契約をその指定する日（以下、「解約日」といいます。）において終了（以下、「解約」とします。）させることができるものとします。
2. クライアントは、前項に定める解約を行った場合には、利用料金のうち、未払金額の全額を直ちに当社に支払うものとします。
3. クライアントは、利用契約の有効期間満了日までの期間の利用料金を既に当社に支払っている場合でも、第1項に定める解約を行った場合には、その全部又は一部の償還を受けることができないものとします。

第32条（当社の行う解除等と期限の利益の喪失）

1. 当社は、クライアントについて第6条（承諾を行わない場合）第2号ないし第5号に定める事由のほか、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、相当の期間を定めて催告をし、もしくは催告を要することなく直ちに利用契約の解除を行うことができるものとします。
 - (1) クライアントが第17条（違法行為等の禁止等）各号の事由に該当する行為を行ったとき
 - (2) クライアントが支払停止を表示し、又は支払不能となったとき
 - (3) クライアントが振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (4) クライアントの財産が差押え、仮差押え、又は公租公課の滞納処分を受け、又はクライアントの財産に対して競売の申立がなされたとき
 - (5) クライアントに関して破産手続、会社更生手続、又は民事再生手続の開始の申立があったとき
 - (6) クライアントの信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (7) クライアントが監督官庁から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき
 - (8) クライアントが解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡、又は営業の廃止等の決議をしたとき
 - (9) 前各号に定める場合のほか、利用契約を継続することが困難となる事由が生じたとき
2. 当社は、本条により利用契約が解除されたことに関して、クライアントに生じる損害又は結果について、一切責任を負わないものとします。
3. 本条による利用契約の解除は、当社からクライアントに対して行う損害賠償請求を何ら妨げないものとします。
4. 第1項の規定により当社に利用契約の解除権が発生した場合、利用契約が解除された

か否かを問わず、クライアントは、利用料金その他当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、その債務の全てを一括して、直ちに、当社に支払うものとしします。

第33条（解除の効果の不遡及）

前2条に定める解約は、将来に向かってのみその効力を生じるものとしします。

第6章 紛争の解決等

第34条（準拠法）

本契約の準拠法は、日本国の法令としします。

第35条（裁判管轄）

本契約に関する訴えについては、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第36条（本規約の可分性）

本規約のいずれかの部分が無効とされた場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を当該部分と置き換えて解釈するものとしします。

第37条（協議による解決）

利用契約に関して疑義又は紛争等が生じたときは、各当事者は、相互に協力し誠実に解決に向けた努力をするものとしします。

付則

本規約は2009年9月1日に制定し、同日より施行されます。